

国保通信



■問い合わせ
 市民生活課 保険年金係
 ☎ 75-2159

国民健康保険税は納付期限内に納めましょう

特別の事情もなく、納付期限が過ぎても納めないでいると、ほかの国民健康保険加入者に負担がかかるだけでなく、病院で診療を受けるときに使用する被保険者証も使用できなくなります。

国保の未納が続くと大変です！

①督促状などで納付を促されても、なお未納が続くと、通常の被保険者証の代わりに、有効期限が短い『短期保険者証』を交付します。

②納付期限から1年を過ぎても未納があると、『短期保険者証』も交付できなくなり、代わりに『資格証明書』を交付します。

③この状況で病院に受診すると、窓口での負担は3割ではなく10割負担になり、差額分の7割は、自己負担になります。後日、市役所へ申請することによって、7割の自己負担は払い戻しになります。

④納付期限から1年6か月を過ぎてもさらに未納が続くと、病院での受診は③と同じように10割負担となります。しかも7割分は申請しても返還されなくなり、高額療

養費等も差し止めになります。

⑤これらの措置を受けてもなお、保険税が納付されないときは、差し止められた保険給付分から滞納している保険税分を差し引かれたり、さらには財産の差し押さえなどの処分を受けることとなります。

被保険者証と資格証明書の違い

『資格証明書』とは、国民健康保険に加入しているということの証明書としての役割がなく、『被保険者証』のように、3割負担で病院にかかることはできません。病院での受診時は10割(全額)負担になります。

いったん、『資格証明書』の交付を受けると、滞納している保険税を一定割合納付しない限り、『被保険者証』への切替えができません。ですのでご注意ください。



自分の健康はまず自分で守るために、健診を上手に活用しましょう。

いただいた回答を基に受けやすい健(検)診づくりに取り組みます

のお知らせを郵送しています。必ず開封して内容を確認してください。

今回の調査では、対象者の29%の方が市の集団健診での受診を希望し、24%の方は病院や職場で受診すると回答がありました。多市国民健康保険では、今年度の特定健診受診率が少なくとも51%を超えるように計画しています。

これまで日曜健診、歯周疾患健診を併せて行うなど、受けやすくするための工夫を行ってきましたが、今回の回答結果を参考に、より受けやすい健診体制づくりに一層取り組んでいきます。

私たちは異常の早期発見・早期治療や生活習慣の改善のため、みなさんに受診を呼びかけていますが、自分の健康を守る第一歩は、まず自分の体を知ることから始まります。

私たちが提供する健診の機会をぜひ活用してください。

■問い合わせ

福祉健康課 健康増進係

☎ 75-3355